

平成26年 3月 定例会(第1回)

-03月18日 - 委員長報告、質疑、討論、採決 - 07号

○金井直樹議長 次に、5番 大野保司議員、登壇して発言願います。
〔5番 大野保司議員登壇〕

◆5番(大野保司議員) 議長のお許しを得ましたので、以下の点から、賛成の立場から討論をさせていただきたいと思えます。

1点目に、12月定例会で行われた辻 浩司議員に反省を求める決議との違いについて述べたいと思えます。これは、佐々木議員の弁明の中でブーメランという言葉もあり、繰り返されてはならないというような思いから、私なりに違いを説明するものでございます。

本件につきましては、まず対象になったこととありますが、A氏の場合、B氏の場合と仮名で分けさせていただいておりますが、A氏の事案に関しましては、対象は政策の可否、政策の賛否についてでございます。B氏の件に関しましては、議員個人の尊厳、今回は年齢に関することとでございます。そして、発生した現場でございますが、A氏の場合は、問題はツイッターということで、議場の外でございます。B氏の場合は、質疑の日の例示ということで、議場の中での公式の発言でございます。その結果、A氏については、反省を求める決議というものがなされておりますが、B氏に関しては、地方自治法に基づいて懲罰を求めてきたわけとでございます。したがって、12月定例会のA氏の件と、今回の江原千恵子議員に対する懲罰動議の件は、根本的に扱いが違っており、議員個人の尊厳に関するものは、非常に重く取り扱うべきだというふうに考えます。

第2に、議場における言葉でございますが、地方自治法に言うところの無礼なる言葉でございますが、その案件については、先ほどからる委員長報告や山田議員からの説明もありましたが、ハラスメントの基本、人の嫌がることをしない、嫌がっていたら避ける、そういった原則に従うべきだと考えております。その際、ハラスメントの問題で言えば、関係が微妙な相手ほど、一層気を使って行うべきではないでしょうか。ご本人の弁明の中にもございましたが、敬老祝金は年齢の案件だから、公表されている最高齢の例示をとり、江原議員の年齢を出したということは、公人であるがゆえに問題ではないのだと、このような主張が繰り返されているところでございますが、それについて江原議員は不快に感じるというふうに言っているわけで、削除を申し入れている、こういう状況でございます。このような人の嫌がることをしないということであれば、不必要な例示というのは、なくてよろしいのではないかと考えております。

3点目に、その後の経緯でございますが、先ほど委員長報告にもございましたが、その嫌がることをされたという側から見ると、対応が不誠実ではないかと思われまます。3月3日の削除申し入れのときには、本人に削除を申し入れたのだけれども、聞き入れてもらえない。その後、廊下を歩いて会派、さまざまなところに説明しに行った際には、廊下でご当人から、「〇〇を言いふらしてやる」とすれ違いざまに大声で叫ばれ、江原議員は恐れも感じたということでございます。会派代表のお話についても記憶がないということで、いろいろ議論もされたところでございますが、あくまでも江原当人は、正式な申し入れ、面と向かってお話を申し上げたと、このように伝えているところでございます。

そして、動議提出に当たりましては、当初16人の署名が必要であるというような立場もございまして、本当に懲罰動議が出せるのかどうか、懲罰でいいのかどうか、そういったことから3日間悩みに悩みまして提出させていただいたところでございます。

その後、本会議でのご当人からの弁明がございましたが、公人の年齢を言うことはハラスメントに当たらない。また、地域行事に関しまして、江原議員の問題点を説明されてございまして、本人の申し入れ、江原議員の申し入れについては、全く受け入れるところではございませんでした。

その後、懲罰委員会を開催し、さまざまな質疑、そしてまた本人からの弁明がございましたが、同様に公人の年齢を言うことはハラスメントに当たらない。それから、ブーメランの例示を使いまして、繰り返されることを恐れると。取りようによっては、報復ではないかと、今後も続いてしまうのではないかと、そういった発言を公の場でなされているわけでございます。ハラスメントであるという認識については、そういった点から、委員会の中でも、反対の立場の方からも同意が得られるところではないでしょうか。

私は、今回は発言自身も重いと思いますが、これまでの流れの中で、被害を受けた側がどこまで調整すべきかという問題もありまして、そういった問いかけは、私どもには返されることなく今日に至ったわけでございますが、そのことがとても悲しく感じられます。いろいろな議員はいらっしゃいますけれども、議員に当選した段階で、市民の代表として、議員というのは身分が尊重されるべきだと思います。その点から、本件のような人の嫌がることをしないというような問題については、議員または個人であることを問わず、避けるべきではないでしょうか。さまざまなハラスメントに苦しむ市民に範を示すため、議会の中でも、そのようなことが公人という理由のもとに行われることには、とても違和感を感じます。

本件につきましては、そういったハラスメント問題に対して、議会自体が範を示すという立場から賛成いたしますので、議員の皆様におかれましては、ご賛同いただけますようお願い申し上げます。私からの賛成討論とさせていただきます。

○金井直樹議長 次に、5番 大野保司議員、登壇して発言願います。

〔5番 大野保司議員登壇〕

◆5番(大野保司議員) 議長のお許しを得ましたので、26請願第1号「「辻浩司議員に反省を求める決議」について撤回を求める件」の請願に賛成の立場から討論をさせていただきます。

本件の請願には、12月定例会に先立つ反省を求める決議というのがございますので、私なりにその論点を確認させていただいて説明させていただきたいと思っております。こちらは、先ほどの議論につきまして整理させていただいたものでございますが、代表者会申し合わせ事項のものにつきましては、客観的事実に基づき、紛らわしい発言、行動を抑えるというような趣旨だと考えております。本件に関する客観的事実に関しましては、先日来、今回もさまざまな議論が出されておりますが、賛成側は議運での不一致をもとに不当だという発言をするものは、これは紛らわしい、市民に対して誤解を招いている表現だと。ついては、反省を求めると、このようなご主張だと思います。

一方、反対をした辻 浩司議員の主張は、客観的事実は自公の主張であって、その大宗は国会の審議中だから、意見書の提出はなじまない。それは急施には当たらない。そういったことから、その理由をもとに意見書の提出が阻まれるものは不当であるので、許せないと、こういうようなツイッターの発言につながっていると。

その件につきまして、今回の請願においては、表現の自由に抵触するのではないかとということで撤回が求められていると。このような認識になっておりまして、客観的事実をどこを出発点にするのかというのが、一番大きな違いというふうに感じております。

問題は、ご本人の主張でございますので、その受け取る側と主張する側のずれがある以上、このボタンのかけ違いはいたし方ないところであるとは思いますが、私は特定秘密保護法案には賛成でございます。また、辻 浩司議員の表現につきましては、紛らわしい点もあることも認識しております。しかしながら、その問題点を多数決で反省を求めるという形で議決をしてしまうと、その点につきましては、手段としてはよろしくないのではないかと思います。

これは、もし多数決で勝てない場合、こういった議案が出てきたのかと、こういう決議がなされたのかということになると、わかりやすいと思っております。多数決で勝ったことについて、市民の側から三千数百の署名が集まって、撤回を求められていると。この事実を踏まえると、実はその点も市民から見て、賛成に回った側の主張もわかりづらかったのではないかなというふうに思うわけでございます。行政法上、施策議論の当否は、通常は政策の問題であって、行政事件として扱うには違法か否かというのが論点で

あって、不当か正当か、当否の問題はまさに議論すべき問題でございますので、反省の決議自体が理屈の上で成り立たないかといえ、決して成り立たないことはないと思います。

しかしながら、多数で議決してしまうということであれば、これを一方反対側から多数決による横暴と、こういうふうに言われてしまう。こういった事実になっておりまして、この点私も同じ自民党として、また国会では安倍首相が慎重審議をするというように発言することも踏まえまして、必要以上に誤解を招かないようにするという点から、もう少し配慮があってもよいのかなと思います。この場合の行き違いの問題につきましては、もし賛成側であれば、抗議の意思を議決ではなくて、例えば民事による名誉毀損、こういった訴え方もあったかと思えます。

つきましては、「辻浩司議員に反省を求める決議」につきまして、過ぎたるは及ばざるがごとの格言のとおり、勢いがついて決議がされてしまったものとは思いますが、冷静に見て撤回していただくようお願い申し上げます、私からの賛成討論にさせていただきます。

○金井直樹議長 次に、5番 大野保司議員、登壇して発言願います。
〔5番 大野保司議員登壇〕

◆5番（大野保司議員） 議長のお許しを得ましたので、第6号議案「中核市指定の申出について」、反対の立場から討論させていただきます。

私は、越谷市が中核市に移行するならば、堂々と移行してほしいと考えています。だから、反対の理由は、一言で言えば時期尚早、準備不足ではないかということでございます。そのポイントは3点でございます。

第1は、権限移譲に伴う責任と覚悟ということです。市長は、中核市移行に伴う権限移譲が市民サービスの拡充につながるということを再三訴えています。私が今回予算特別委員会の委員として改めて確認してみたところ、移譲される権限の内容は、市民サービスの拡充というよりも、保健所行政、産業廃棄物行政、教職員の研修など、これまでの府県行政の一部であり、いずれも権限に伴う責任と覚悟が要請されるものでした。

当市では、昨年の竜巻や台風による災害に対して、想定外だから、いたし方ないというような説明を時々聞いた記憶がありますが、保健所が対応する感染症被害や食中毒、産業廃棄物業者とのトラブルなど、それこそ想定外の連続であり、想定外の中で最善の判断と行動をする覚悟がなくては、権限を使いこなして市民を守ることはできません。

第2は、中核市移行に当たっての戦略的なビジョンがないことです。政令市は20市、中核市は現在42市で、移行予定市が当市を含め6市なので、越谷市も中核市になれば、人口規模と権限では上から68番目、今、日本には約700の市があると言われてるので、いよいよ上位10%に入る基礎的自治体ということになります。その中核市一覧を見れば、今後おつき合いするのは、県庁所在都市や国の重要施設などがある都市で、昼夜間人口1以上の地方中枢拠点都市の候補となる都市がほとんどです。

その中で、中核市市長会を開催できる、その規模のホテルさえない越谷市が、他の中核市との比較でどのような特徴を発揮しようとしているのか、現時点ではその具体的なビジョンが見えません。市長が掲げる「水と緑と太陽に恵まれた人と地域が支える安全・安心・快適都市」だけでは、目標として当たり前過ぎて、中核市となった越谷市の特徴や個性、目指す方向というものが、他の中核市に伝わるとは考えにくいと思います。特徴が伝わらず、越谷は首都圏のベッドタウンで、人口が多いだけで中核市になったのだよと言われては侮られます。さすが水郷こしがや、単に人口が多いからではなく、なるほど、こんなよいところがあるねと言われる都市戦略を構築すべきです。

第3は、中核市移行に当たってのビジョンを実現する財政力、それを生み出す産業政策、都市基盤づくりが見えてこないことです。昨年6月定例会で、私は、越谷市が他の中核市と比べて財政力が著しく弱く、特に国庫支出金や県支出金などの依存財源が弱いことを指摘しましたが、その意味するところは、国、県の中にしっかり越谷市を位置づけてきていないことでもあるわけです。レイクタウンや西大袋地区の整備が見えてきた今日、首都圏の優位性を生かし、次の越谷の未来を切り開く新たな投資をどのように行うのかしっかり考えて、名実兼ね備えた中核市越谷になるべきと考えます。

以上、権限移譲に伴う責任と覚悟を持った行政体制の整備、他の中核市に侮られないための中核市越谷の都市戦略、さらには都市戦略を裏づける財政力、産業政策、都市基盤整備の必要性など、中核市移行に当たっての必要な課題を、私なりに3つ指摘させていただきました。

権限移譲さえ受ければ、確かに中核市になることはできます。しかし、中核市移行に伴って市民が抱くイメージは、ワンランクアップした越谷市ということでしょう。保健所は近くなったけれども、それ以外は何も変わらないねと言われては、せっかくの中核市へのチャレンジがしぼんでしまいます。この機会に、ぜひとも総合力がワンランクアップした越谷市になるために、しっかりとした都市戦略を組み立てながら堂々と中核市を目指しましょう。慌てることはありません。当面、保健所政令市として保健所を設置し、今後の後期基本計画を策定する中で、2,600人の職員と33万人の市民の能力を結集して、新たな中核市越谷の都市ビジョンを描いてから、堂々と中核市移行の申し出をすべきです。

以上、中核市移行に伴う越谷市の成長に大いなる期待を込めて反対討論をさせていただきます。いずれにしても、中核市移行に伴い、素晴らしい越谷を生み出す原動力は、市長を初めとした幹部職員の皆さんと議員各位のご尽力が重要と考えます。私の主張にご賛同いただけますようお願いいたしまして、私からの反対討論とさせていただきます。

○金井直樹議長 質疑はなしと認め、以上で質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

5番 大野保司議員、登壇して発言願います。

〔5番 大野保司議員登壇〕

◆5番（大野保司議員） 議長のお許しを得ましたので、予算案のほとんどに賛成でございますが、以下の3点を理由に反対討論をさせていただきます。なお、先ほどの委員長報告で内容については述べられておりますので、簡潔に申し述べたいと思います。

第1に、（仮称）第三庁舎の建設予算が含まれていることでございます。

第2に、中核市移行関連予算が含まれていることでございます。特に、保健所設置に関する行政を除く中核市移行関連の予算に反対いたします。

第3に、敬老祝金、77歳の祝金が、当事者への十分な調整がなく削除されていることでございます。

以上のことから、自治基本条例で住民自治を目指すという中で、参加の原則、協働の原則、情報共有の原則と取り上げられておりましたが、以上の3点については難しいことを、住民の側に十分説明されていないのではないかなというふうに思われます。

以上のことから、反対させていただきます。議員各位のご賛同をいただきますようお願い申し上げます。反対討論とさせていただきます。